

青森県告示第六百号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和五十年四月青森県規則第十九号）第三条第一項の規定により、家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年十一月二十日

青森県知事 三村申吾

一 家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥

二 指定家畜等の移動及び移出の禁止区域

1 移動の禁止区域

上北郡野辺地町字向田

上北郡横浜町字泊川、字豊栄平、字雲雀平、字吹越

上北郡六ヶ所村大字尾駒家ノ後、二又

2 移出の禁止区域

上北郡野辺地町字有戸、字小沢平、字蟹田、字下道、字中田

上北郡横浜町字荒内、字イタヤノ木、字牛ノ沢、字牛ノ沢川目、字上イタヤノ木、

字上外ノ沢、字下外ノ沢、字百目木、字二又、字三保野、字明神平、字向平、字モダ

シ平、字屋敷形

上北郡東北町字姥沢、字ガス平

上北郡六ヶ所村大字尾駒、穴沢、弥栄平、沖付、表館、上弥栄、川向、久保、野附、前田、上尾駒、大字倉内、大字鷹架、後川目、内子内、久保ノ内、千樽、田ノ沢、発茶沢、前田、道ノ上、向田、大字出戸、大字平沼追館